

# 男女共同参画推進本部 ニュース

No.15 2006.2.15



男女共同参画会議（第21回）の開催（内閣広報室提供）

## Contents

- P.1** ● 男女共同参画会議（第21回）の開催  
● 男女共同参画基本計画（第2次）閣議決定
- P.2** ● 女性の再チャレンジ支援プランの決定  
● 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告書に盛り込むべき事項について聞く会の開催  
● 男女雇用機会均等に関する法制の強化  
● 「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」の改定について
- P.3** ● 平成17年度女性の学習国際フォーラム「災害と女性のエンパワーメント」を開催
- P.3** ● 男女共同参画宣言都市記念式典（福岡県苅田町）  
● 「越前市誕生」男女共同参画宣言都市記念式典（福井県越前市）
- P.4** ● 男女共同参画に関する「政策研修」の実施  
● 「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」を作成
- INFORMATION  
● 男女共同参画宣言都市記念式典（島根県出雲市）  
● 国立女性教育会館（ヌエック）実施事業のお知らせ  
● 平成18年度「男女共同参画週間」の標語を募集しています



## 国内本部機構の活動状況

### 男女共同参画会議（第21回）の開催

第21回男女共同参画会議が、昨年12月26日に開催されました。

男女共同参画基本計画の変更について小泉総理から同会議に諮問があり、猪口男女共同参画担当大臣から男女共同参画基本計画案について説明があった後、同案が、昨年7月25日に答申した「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向」の趣旨に概ね沿うものであり、妥当である旨、同会議から小泉総理に対して答申されました。

これを受け、小泉総理から挨拶があり、男女がともに夢や希望に向かって、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現する必要性が改めて強調されました。続いて、安倍官房長官（男女共同参画会議議長）からも、新たな基本計画に基づき、男女共同参画社会の形成を更に進める旨、発言がありました。

なお、この答申を受けて、翌12月27日、政府は男女共同参画基本計画（第2次）を閣議決定しました。

この他、猪口大臣から、女性の再チャレンジ支援プランについて報告がありました。会議の資料等は <http://www.gender.go.jp/> からご覧いただけます。

### 男女共同参画基本計画（第2次）閣議決定

昨年12月27日に、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画（第2次）が閣議決定されました。

新たな計画には、従来11の重点目標としていたものに、科学技術、防災など取組を必要とする新たな分野を加え、12の重点分野を掲げました。また、主な内容として、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、女性の再チャレンジの支援、働き方の見直しを含めた仕事と家庭・地域生活の両立支援、男女の性差に応じた性差医療の推進、男性にとっての男女共同参画社会など幅広い事項を盛り込んでいます。また、「社会的性別」（ジェンダー）については、明確な定義を置いた上で使用するとともに、不適切な事例を示すことにより、正しい理解の促進に取り組むこととしております。

#### 【12の重点分野】

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける男女共同参画の推進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

今後、政府においては、各府省が連携して着実に施策を実施していくとともに、適切にフォローアップを行い、計画を実効性あるものとして総合的に推進していきます。

男女共同参画基本計画（第2次）についての詳細は内閣府男女共同参画局ホームページ [http://www.gender.go.jp/main\\_contents/category/index2.html](http://www.gender.go.jp/main_contents/category/index2.html) よりご覧いただけます。

## 女性の再チャレンジ支援プランの決定

昨年12月26日、第2回女性の再チャレンジ支援策検討会議（内閣官房長官主宰）が開催され、「女性の再チャレンジ支援プラン」が決定されました。

プランは、子育て等によりいったん仕事を中断した女性の再就職・起業等に対する総合的な支援策をまとめたものであり、主な内容は次のとおりです。

- (1) **地域におけるネットワークの構築等**  
支援に関する情報やサービスをワンストップで受けられるよう、地域における支援ネットワークづくりを推進。
- (2) **学習・能力開発支援**  
就業等も視野に入れた学習・能力開発の機会の充実。
- (3) **再就職支援**  
総合的な再就職支援の充実を図るとともに、雇用の受け皿となる企業における取組を促進。
- (4) **起業支援**  
経営に必要な知識・ノウハウの習得支援や融資等の実施。
- (5) **国における総合的な情報提供・調査等**  
子育て中の女性が抱える事情を踏まえ、効率的な情報収集や長期的な視点に立った人生設計ができるよう支援。

プランの詳細や会議の資料は、内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/saisien/index-sa.html> からご覧になれます。

## 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告書に盛り込むべき事項について聞く会の開催

男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）は、平成17年12月19日、内閣府地下講堂（東京都千代田区）において標記会合を開催しました。会合には、各省庁の他、国会議員、地方公共団体、民間団体、マスコミ関係者、一般申込者など約100人が出席しました。

会合では、内閣府男女共同参画局より、「女子差別撤廃条約実施状況第6回報告書に盛り込むべき事項」として、日本政府が平成18年に作成し、国連へ提出する予定の第6回報告書に我が国の現状として盛り込むべき事項や関連するNGO等の活動について、国民の皆様から広く意見を募集する旨の説明が行われました。また、説明終了後には、出席者からの意見等の発表や質疑応答が行われました。

[http://www.gender.go.jp/renkei/li\\_koukan.html](http://www.gender.go.jp/renkei/li_koukan.html)

## 男女雇用機会均等に関する法制の強化

我が国は、急速な少子化と高齢化の進行により人口減少社会の到来という事態に直面しており、労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備することが重要な課題となっています。

こうしたことから、男女雇用機会均等の更なる推進のための方策について、平成16年9月から労働政策審議会雇用均等分科会において検討が開始され、平成17年12月に、厚生労働大臣に対し、今後の男女雇用機会均等対策について建議がなされました。建議においては、①間接差別の禁止を含め、差別禁止規定を強化すること、②妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに対する規制を強化すること、③セクシュアルハラスメントに関する事業主の予防義務を強化すること、④女性の坑内労働に関する規制を緩和すること、などが提言されています。

厚生労働省としては、この建議の趣旨に沿い、国会へ男女雇用機会均等法等の改正法案を提出する予定です。

## 「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」の改定について

人事院は、平成13年5月に「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を策定し、女性の採用・登用の拡大に向けて、各府省と連携して取組を

進めてきたところです。この度、平成17年12月20日、指針の改定を行いました。

改定の主な内容は、①女性職員に助言、指導するメンターを導入するなど、登用に資する取組を推進するよう努めること、②選考採用において、中途退職した女性の活用や専門的な知識経験や管理的又は監督的能力を有すると認められる女性の採用に努めること、③女性職員の採用及び登用の目標の設定に当たり、できる限り具体的なものとするよう努めることです。

改定された指針に基づき、各府省は平成22年度(2010年度)までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、平成18年度から新たな計画に基づき、全府省が一体となって総合的かつ計画的に取組を推進していくこととなります。

指針の改定に伴い、人事院では、採用試験の合格者に占める女性の割合を、I種事務系区分については30%、II種行政区分については40%とする目標を設定し、有為の女性の採用の拡大を目指して取組を進めることとしています。

## 平成17年度女性の学習国際フォーラム「災害と女性のエンパワーメント」を開催

独立行政法人国立女性教育会館では、平成17年12月10日・11日の両日「災害と女性のエンパワーメント」をテーマに、「女性の学習国際フォーラム」を開催しました。

1日目の午前中には清原桂子兵庫県理事、ジーン・デカナ国連婦人開発基金東・東南アジア地域事務所長、松野明久大阪外国語大学教授の3名によって、災害時に顕在化する女性を取り巻く問題や、防災・復興に活かす女性の視点について基調講演が行われました。午後からは3つのテーマ(①災害におけるジェンダーの視点、②被災地の女性～一人一人のエンパワーメントのために～、③災害復興における女性の参画)に分かれて分科会が行われました。

2日目の「男女共同参画による防災・減災・復興・支援戦略とは」と題したシンポジウムでは、ノルマ・スサンティ人道のための女性ボランティアヒーリング・プログラムマネージャー、シェリル・アンダーソンハワイ大学災害・気候・環境プログラムディレクター、池田恵子静岡大学助教授、大島煦美子(勲)新潟県女性財団理事長、松野明久教授の5名をパネリストとし、相川康子神戸新聞社論説委員をコーディネーターとして、女性の視点を取り入れた仕組みづくりと意思決定プロセスの重要性について、また男性を巻き込み男女共同参画を進めるための具体的方策についてディスカッションが行われました。

152名の参加者を得て、2日間を通じて活発な意見交換が行われ、実りの多いフォーラムとなりました。

## 男女共同参画宣言都市記念式典(福岡県 苅田町)の開催

内閣府及び苅田町は、平成17年12月4日「男女共同参画宣言都市記念式典」を苅田町中央公民館において開催しました。

オープニングイベントの歌曲の演奏が行われた後、主催者として日下部内閣府男女共同参画局男女共同参画推進官及び吉廣啓子苅田町長の挨拶に続いて、同推進官により「男女共同参画推進本部報告」が行われました。

その後、フリーライターの吉田清彦氏により「女と男の新時代～男女共同参画で活力あるわが町を!～」をテーマとして記念講演が行われました。



## 「越前市誕生」男女共同参画宣言都市記念式典(福井県越前市)の開催

内閣府及び越前市は、平成18年1月22日「『越前市誕生』男女共同参画宣言都市記念式典」を越前市福祉健康センター及び武生パレスホテルにおいて開催しました。

郷土芸能、郷土料理バイキング、オープニングイベントのファンファーレと合唱が行われた後、主催者として頼本内閣府男女共同参画局企画官及び奈良俊幸越前市長の挨拶に続いて、同企画官により「男女共同参画推進本部報告」が行われました。

その後、城西国際大学大学院客員教授で男女共同参画会議議員の原ひろ子氏により「チャレンジする21世紀の子育て」をテーマとして記念講演が行われ、続いて原氏と市民代表による「チャレンジ・トーク」が行われました。



## 男女共同参画に関する「政策研修」の実施

内閣府男女共同参画局は、平成18年1月12日・13日の両日、内閣府講堂において、男女共同参画に関する「政策研修」を開催し、都道府県・政令指定都市において男女共同参画行政を担当する課長クラスの職員41名が出席しました。

## 「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」を作成

男女共同参画会議の少子化と男女共同参画に関する専門調査会では平成17年9月に「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」を取りまとめました。本報告書は、女性労働力率と出生率の関係を取り上げ、両者の関係に影響する社会環境の国際比較を行ったものです。



OECD24か国において、女性労働力率も高く出生率が上昇している国の社会環境には、男性を含めた働き方の見直しや、保育所整備等の両立支援、固定的性別役割分担の見直しや男性の家事・育児参加、雇用機会の均等などが進んでいるという特徴があることが指摘されています。

現在、本報告書は国立印刷局より発売されています。

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/syosika/houkoku/index-kokusai.html>

### <目次>

#### 本文

##### はじめに

- I 女性の労働力率と合計特殊出生率
- II 少子化と男女共同参画に関する社会環境国際指標
- III 少子化と男女共同参画に関する施策・制度

##### まとめ

#### 参考

- 参考I 国際統計データでみる少子化と男女共同参画
- 参考II 出典/定義
- 参考III 専門調査会委員名簿・検討状況

## INFORMATION

### 男女共同参画宣言都市記念式典(島根県出雲市)

日 時：平成18年3月4日(土) 13:30~16:00

場 所：出雲市民会館

内 容：宣言文宣誓、男女共同参画推進本部報告、応募作品表彰、鈴木光司氏(作家)による記念講演(テーマ：「新しい歌をうたおう」~新しい家族のあり方について~)

問い合わせ先：出雲市役所文化観光部市民活動支援課  
TEL：0853-21-6528

## 国立女性教育会館(ヌエック)実施事業のお知らせ【平成17年度「配偶者からの暴力被害者支援管理職セミナー」】

全国の配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等で配偶者等からの暴力に関する相談事業を統括する立場にある方々を対象に、配偶者からの暴力についての基本的な理解とともに、各関係機関との連携について理解を深めるための管理職研修を行います。

日 時：平成18年2月23日(木)~24日(金)

会 場：国立女性教育会館  
〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728

主 催：内閣府男女共同参画局  
独立行政法人国立女性教育会館

問合せ先：国立女性教育会館事業課  
TEL：0493-62-6711(代) 山川(内線2109)

## 平成18年度「男女共同参画週間」の標語を募集しています

男女共同参画局では、6月23日から29日まで実施する「男女共同参画週間」の趣旨を広く浸透させるため、次のとおり標語を募集します。

### 1 募集内容

男女共同参画をテーマにした標語。特に、男女共同参画の観点から少子化対策を進めるような標語を募集します。「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書(概要版)」も参考にご応募下さい。

### 2 応募資格

個人のみ。応募作品は、未発表の自作のものに限ります。

### 3 応募期間

平成18年2月28日(火)まで(必着)

### 4 応募方法

官製ハガキ、電子メール、ファクシミリ1通につき1作品を記入し(何通でも可)、住所・氏名・年齢・性別・電話番号をご記入の上、下記宛先までお送りください。応募作品はお返しいたしません。

### 5 審査等

内閣府において審査を行い、入賞作品(最優秀賞1作品、優秀賞2作品)を決定します。入賞作品は、応募者ご本人に通知し、記念品をお送りします。最優秀賞作品は、「男女共同参画週間」のポスター等に使用するほか、平成18年6月26日(月)に開催予定の「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において表彰します。なお、入賞作品の著作権は、内閣府に帰属します。

宛先：

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局総務課「標語募集係」あて

FAX：03-3581-9566 <http://www.gender.go.jp/>

編集・発行：内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

記事に関する問い合わせ先

TEL：03-5253-2111(代) FAX：03-3581-9566

発行日：偶数月の15日発行

インターネットホームページ <http://www.gender.go.jp/>